

第4期富山県医療費適正化計画について

1 計画策定の趣旨

富山県では「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を図ることを目的とした「医療費適正化計画」を策定しており、このたび第4期の計画（令和6年度～11年度）を策定するもの。

2 国の動き

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年5月成立）により、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、保険者協議会が必置化され、計画の策定・評価に関与する仕組みが導入されることとなった。

3 主な記載事項

（1）県が取り組むべき目標（太枠部の追加）

国の基本的方針（R5.7.20厚労省告示）		県の適正化計画の目標（案）
県民の健康の保持増進の推進	① 特定健康診査の実施率に関する数値目標	70%以上（国の方針に基づく）
	② 特定保健指導の実施率に関する数値目標	45%以上（国の方針に基づく）
	③ メタボリックシンドロームの減少率に関する数値目標	25%以上（国の方針に基づく）
	④ たばこ対策に関する目標	「県が取り組む施策」の中で取組みの方向性（目標）について記載（国の方針に基づく）
	⑤ 予防接種に関する目標	
	⑥ 生活習慣病等の重症化予防	
⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防		
医療の効率的な提供の推進	⑧ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合に関する数値目標	【後発】新たな政府目標（R5年度見直し）を踏まえ、R6年度に設定（国の方針に基づく） 【バイオ】80%置き換わった成分数が全体の60%以上（国の方針に基づく）
	⑨ 医薬品の適正使用の推進	「県が取り組む施策」の記載の中で取組みの方向性（目標）について記載（国の方針に基づく）
	⑩ 医療資源の効果的・効率的な活用	
	⑪ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	

（2）医療費の見込みに関する事項（下線部の追加）

入院医療費	病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえて算出
入院外医療費	後発医薬品・ <u>バイオ後続品</u> の普及、特定健康診査・特定保健指導の実施率達成、外来医療費の1人当たり医療費の地域差縮減を目指す取組み（糖尿病の重症化予防の取組み、重複投薬、多剤投与の適正化）、 <u>医療資源の効果的・効率的な活用の推進</u> による見込まれる医療費を算出

※医療費の見込みの精緻化を図るため、医療費見込みを制度区分別・年度別に算出し、それを基に、国保・後期の「1人あたり保険料の機械的な試算」を算出

第4期医療費適正化基本方針のポイント

② 第4期計画における都道府県の目標

項目	ポイント
住民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導の実施率の目標は、全国目標を踏まえ、それぞれ70%・45% 以下の新たな目標を追加 <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 (例：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進)
医療の効率的な提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の数値目標については、まずは医薬品の安定的な供給を基本としつつ、新たな政府目標を踏まえて都道府県においても数値目標を設定することとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 国は、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論等を踏まえ、令和5年度中に、金額ベース等の観点から踏まえて見直す。 一 都道府県計画の目標は、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定することとする <ul style="list-style-type: none"> ※ 現時点で数量シェア80%を達成していない都道府県では、当面の目標として、可能な限り早期に数量シェア80%の達成を目指すこととする 以下の新たな目標を追加 <ol style="list-style-type: none"> ① バイオ後続品 80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上 ② 医療資源の効果的・効率的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 (例：急性気道感染症・急性下痢症への抗菌薬処方) ✓ 医療資源の投入量に地域差がある医療 (例：白内障手術・化学療法の外来での実施、リフィル処方箋) ※ 個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとに関係者が地域の実情を把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を進める。 ③ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 (例：市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援、広域調整等の支援等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 目標の設定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用も検討することとする

6

③ 目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

項目	ポイント
住民の健康の保持の推進	<p><既存の目標に係る施策></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導 <p>2024年度からの第4期でのアウトカム評価の導入やICTの活用により、目標達成に向けた実施率の向上が図られるとともに、更に効果的・効率的な取組の実施が期待されることを踏まえ、こうした保険者の取組を支援することを追記。</p> <p><新たな目標に係る施策></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 広域連合と市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援のため、専門的見地等からの支援、好事例の横展開、広域連合や国保連と連携した事業の取組結果の評価・分析、都道府県単位の医療関係団体等に対する広域連合と市町村への技術的な援助の要請等を実施することを記載。
医療の効率的な提供の推進	<p><既存の目標に係る施策></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用促進 保険者等による差額通知の実施の支援、フォーミュラに関する医療関係者への周知をはじめとした必要な取組を行うこと等を追記 医薬品の適正使用の推進 医療機関・薬局での重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進や、「高齢者の医薬品適正使用の指針」における取扱を踏まえ、高齢者に対する6種類以上の投与を目安として取り組む等、取組対象を広げること等を追記 <p><新たな目標に係る施策></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療資源の効果的・効率的な活用 <ul style="list-style-type: none"> 一 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 抗菌薬の適正使用について、国が提供するデータ等を用いた現状・動向の把握、住民や医療関係者に対する普及啓発等を記載 一 医療資源の投入量に地域差がある医療 薬物療法の外来実施について、地域医療介護総合確保基金等を活用した、医師確保支援、施設・設備整備、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制・施設の整備等を記載 リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより、活用を進める必要。その際、分割調剤等その他の長期処方方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことを記載 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の支援のための、管内の課題の把握、必要なデータの分析・活用支援、管内の取り組み事例の横展開、関係団体との調整等を記載 高齢者の骨折対策について、早期に治療を開始するための骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進、介護施設等の入所者等を含めた退院後の継続的なフォローアップ、二次性骨折を予防するための体制整備等を記載

9